

議案第166号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 消防救急デジタル無線移動局 388局
- 2 取得先 さいたま市大宮区錦町682番地2大宮情報文化センター16階
富士通株式会社関東支社
支社長 田上 正史
- 3 取得価格 459,000,000円
- 4 取得理由 災害現場における消防活動の無線通信に充てるため。